

ID: 1549

担当部署: 建設水道課

処分の概要	清算金の督促(第106条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の24第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 準用する法第106条第2項の規定による。 (清算金の徴収) 第106条 2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日